資料　1-1

岩手県消費者施策推進計画について

１　計画の概要

(1)　計画の位置づけ

岩手県消費者施策推進計画は、**岩手県消費生活条例が目的とする「消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって県民の消費生活の安定及び向上に資する」ための行動計画**であり、本県の**「いわて県民計画（2019～2028）」政策推進プランの政策項目28「事故や犯罪が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます」の具体的推進方策である「消費者施策の推進」の実施計画に位置づけています。**

さらに、消費者教育の推進に関する法律（平成24年法律第61号）第10条第１項の規定による、本県の**「消費者教育推進計画」としての性格も有するもの**です。

(2)　計画の期間

令和２年度から令和６年度までの５年間です。

２　成果の検証

本計画は、**毎年度、計画の進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を岩手県消費生活審議会に報告する**こととしています。

また、計画３年目となる**今年度（令和４年度）は**、施策の成果等を検証するため、**「希望郷いわてモニターアンケート」を実施する**こととしています。

計画の点検・評価について

・　計画では35項目の主要指標を定めており、令和２年度における評価は、**Ａ評価（目標達成率が100%以上）が17事業、Ｂ評価（目標達成率が80%以上）が11事業、Ｃ評価（目標達成率が80%未満）が６事業、**指標に係る事業を実施できなかった事業が１事業であった。（資料１－３）

〔参考〕

県の施策に関する県民意識調査においては、**「消費者トラブルへの適切な相談や支援」の取組は、重要度、満足度、ニーズ度のいずれも、県平均以上となっている。**（資料１－４）

取組に対する評価　※県平均は括弧書き

	重要度	満足度	ニーズ度
Ｒ２	4.593（4.241）	2.944（2.935）	1.650（1.306）
Ｒ３	4.568（4.219）	3.030（2.994）	1.538（1.225）

（県の施策に関する県民意識調査結果報告書から）